

寒川町町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 5 号

寒川町町税条例等の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 9 項及び第 10 項中「第 12 条第 17 項」を「第 12 条第 19 項」に改める。

附則第 11 項第 4 号から第 6 号までの規定中「第 15 条第 32 項」を「第 15 条第 33 項」に改め、同項第 7 号中「第 15 条第 43 項」を「第 15 条第 44 項」に改め、同項第 8 号中「第 15 条第 44 項」を「第 15 条第 45 項」に改め、同項第 9 号中「第 15 条第 46 項」を「第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 12 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(第 14 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車」が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 14 項を削る。

附則第 15 項第 1 号中「第 30 条第 6 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、「前項第 1 号の表」を削り、同号に次の表を加える。

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 29 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円

	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 15 項第 2 号中「第 30 条第 7 項」を「第 30 条第 3 項」に改め、「前項第 2 号の表」を削り、同号に次の表を加える。

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 29 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 15 項第 3 号中「第 30 条第 8 項」を「第 30 条第 4 項」に改め、「前項第 3 号の表」を削り、同号に次の表を加える。

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 29 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 15 項を附則第 14 項とする。

(寒川町町税条例の一部改正)

第 2 条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「指定」の次に「(第 14 項において「初回車両番号指定」という。)」を加える。

附則第 14 項を次のように改める。

(令和 2 年度分及び令和 3 年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

14 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用について

は、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

(2) 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

(3) 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円

第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

(寒川町町税条例の一部改正)

第 3 条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「第 14 項」の次に「及び第 15 項」を加える。

附則第 21 項を附則第 22 項とし、附則第 15 項から附則第 20 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 14 項の次に次の 1 項を加える。

(令和 4 年度分及び令和 5 年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

- 15 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、前項第 1 号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成 30 年寒川町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、附則第 12 項の改正規定中「「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」」を「「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(第 14 項において「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する令和元年度分」を「法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が発行された最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年

度以後年度分」」に改め、附則に 7 項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の 8 項を加える。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

- 15 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 6 条から第 8 条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(環境性能割の税率の特例)

- 16 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 27 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

- 17 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 27 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

- 18 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 27 条の 4(第 2 号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

(環境性能割の申告納付の特例)

- 19 第 27 条の 5 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(環境性能割の減免の特例)

- 20 町長は、当分の間、第 27 条の 6 の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車

税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の課税免除の特例)

21 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

22 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の規定 令和元年 10 月 1 日

(2) 第 3 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

(固定資産税に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度の年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4 第 2 条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関す

る部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

- 5 第 3 条の規定による改正後の寒川町町税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。